

# 令和6年7月25日からの大雨による災害にかかる

## 災害救助法適用地域の世帯の学生へ

(日本学生支援機構 給付奨学金家計急変採用及び緊急採用・応急採用等のお知らせ)

このたび、令和6年7月25日からの大雨災害を受け、下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。日本学生支援機構では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対し、給付奨学金【家計急変採用(学部生のみ)】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】の申請を受け付けております。給付・貸与奨学金の申請希望者は、各キャンパス(南大沢・日野・荒川・晴海)の窓口までご連絡ください。

### 1 災害救助法適用地域及び適用日

#### 【秋田県】

横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村

#### 【山形県】

鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町

(法適用日：令和6年7月25日)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

### 2 給付奨学金【家計急変採用(学部生のみ)】、貸与奨学金【緊急採用・応急採用】

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合、奨学金の申請を受け付けます。申請をご希望の際は、各キャンパス(南大沢・日野・荒川・晴海)窓口までご連絡ください。

### 3 JASSO災害支援金

上記奨学金に加え、学生等又はその父母等が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請も受け付けます。詳細は機構ホームページでご確認いただき、申請をご希望の際は、各キャンパス(南大沢・日野・荒川・晴海)窓口までご連絡ください。

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

ご不明な点は下記担当までご連絡ください。

※件名には【令和6年7月25日からの大雨】と記載してください。

連絡の際は、学修番号、氏名、所属を必ず記載してください。

#### 【担当】

東京都立大学学生課厚生係

日本学生支援機構奨学金担当

Mail : shogakukin-jasso@jmj.tmu.ac.jp